平成２９年（フ）第１０３８号
札幌市西区西野６条８丁目３番３号
債務者　大川ゆかり
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４４号
札幌市中央区南５条西13丁目１番28―403号
債務者　宮嶋　秀樹
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５１号
札幌市東区本町１条５丁目５番21号　コーポむろざき101号
債務者　小池　邦明
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５２号
札幌市東区本町１条５丁目５番21号　コーポむろざき101号
債務者　小池　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６２号
札幌市南区石山２条６丁目７番60号　グローバルソフィール11号館101号
債務者　吉家めぐみ
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７３号
札幌市白石区東札幌１条３丁目２番１―1306号
債務者　若林　水希
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７７号
札幌市西区発寒３条１丁目11番11号　フォーレストヴィレッジ発寒201号
債務者　佐藤　才子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９号
釧路市愛国西３丁目19番６号　森ハイツ６号室
債務者　川崎　直人
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１１０号
釧路市愛国西３丁目19番６号　森ハイツ６号室
債務者　川崎　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７７号
北海道帯広市東14条南５丁目１番地　アプローズⅢ101
債務者　東　みさと（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
山形県酒田市字西田12番地の５　グループホームまつやま
債務者　南間　信行
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第３２号
福島県会津若松市慶山１丁目７番10号、前住所福島県会津若松市宝町２番39号
債務者　渡部　剛史
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
埼玉県狭山市入間川３丁目７番７号
債務者　水落　　緑
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２７８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目７番13―305号　シティパレス脚折Ｎｏ．１
債務者　松本　正之
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６７号
愛知県岡崎市柱町字上荒子８番地　レゾンシティ岡崎駅前　701
債務者　原田　僚子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９１８号
大阪府寝屋川市豊里町19番34号
債務者　荒木　勝利
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日